

令和 6 年度 第 8 回
栃木東部地域会議 会議録

令和 7 年 1 月 2 3 日 (木)
栃木市国府公民館 中会議室

栃木東部地域まちづくりセンター

別記様式

会 議 録

会議の名称	令和6年度第8回栃木東部地域会議
開催日時	令和7年1月23日（木）19時 開会 20時00分 閉会
開催場所	国府公民館 中会議室
出席者氏名	別紙1のとおり
欠席者氏名	別紙1のとおり
事務局職員職氏名	別紙1のとおり
その他出席者等	別紙1のとおり
会議事項	別紙2のとおり
会議の公開又は 非公開の別	公開
傍聴人の数	0人
その他必要事項	
会議の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<u>1 開会</u>
	<u>2 会長あいさつ</u>
	<u>3 議事</u> 栃木市地域づくり推進条例第9条の規定により、出井会長による議事進行。 ＜本日の出席委員数の報告＞ 本日の出席委員13名（委員総数15名） 過半数以上の委員の出席であるため本日の会議は成立
文化課	（1）栃木市文化財保存活用地域計画について【情報提供】 ・「栃木市文化財保存活用地域計画について」に基づき説明。 ＜質問等＞
A委員	・資料の中に「コンサルタントに委託」となっているが、何をどのように依頼するのか？結論からいうと、委託して策定した計画の中には内容のレベルが低いものがある。その理由としては、業者が同じテンプレートをその市町に合わせてデータを入れ替えているだけのものがあると感じている。
文化課	・今回コンサルタントを入れた理由については、栃木市にとってこの計画が初めてであり、文化庁といろいろと協議していかななくてはならない。また、ある程度決まりもある。計画の中に必ずこういったものは盛り込みなさい、実現性がない計画を作っては意味がない等いろいろな条件がある。今回の業者は街づくりの計画を主に作っている業者であるが、栃木県の受注が初めてで

B 委員	ある。他県の自治体で実績をもっており、国の認定を受けて計画を手掛けている。今回初めてであるが、すでに何回か協議をしており、以前から栃木市に興味があったとのこと。一緒に仕事をしたいということで、実際に栃木市全体を何度も一緒に廻って現地確認をしている。そのように行っておりますので、いい計画ができるように密接に協議しながら進めていきたい。 資料の「文化財保存活用地域計画協議会」について質問です。この協議会のトップの方はどのような方か？
文化課	街づくりを専攻としている大学教授です。
B 委員	フロー図に総合政策課から生涯学習課等とあって、先ほど言った外部の方がこのフロー図の中に入っていないのかなと思われるが、協議会はどのような構成となっているのか？
文化課	大学教授の他に観光協会等です。
B 委員	市の職員はどうですか？
文化課	教育委員会事務局教育次長と産業振興部長、地域政策部長の 3 名が協議会の委員となっている。それ以外は外部の方が委員となっている。
B 委員	全部で何人ですか？
文化課	15 人です。
B 委員	フロー図で学生等のワークショップが市役所をとおして協議会とつながっている。それと文化財保護審議会と大学等の専門機関、まちづくり団体も市をとおしてから協議会とつながっている。どちらも直接繋がっていない。それが不思議に感じる。
文化課	ワークショップや庁内ワーキンググループと事務局は連携の関係、文化財保護審議会や大学等の専門機関も事務局と連携関係でいろいろと意見交換したものを協議会のほうで報告して、委員に意見をうかがうという関係となっている。ワークショップに関しては、出た意見を事務局でまとめて協議会へ伝えている。そして文化財保護審議会というのは、この計画を策定する上で文化財に係るものなので、協議会で決めた意見を保護審議会で問題ないか伺いを立てる。理由は、保護審議会が文化財についてのエキスパートで構成されているので、その意見が妥当かどうかというのを判断することができるからである。以上がこの計画を作成するための構成となっている。
B 委員	協議会の中には、街づくり団体とか市内の民間の方も入っているということでしょうか？
文化課	民間の方は入っています。
B 委員	15 人中何名でしょうか？
文化課	4 名入っています。
B 委員	意見を申し上げると、住民の意見を取り入れて計画を策定することが大切だと感じる。それと先ほども出ましたが、コンサルタントではテンプレートの計画書となってしまい。栃木市ならではの独自性が失われてしまう可能性もある。確かにコンサルタントは便利です。ただし、そこはあまり活用せずに栃木市としての計画書を作してほしい。
文化課	コンサルタントに丸投げというのはできないと業者からは話を受けている。

	あくまでも市が中心に話を進めているので、ご期待に添えるようにしていきたい。
地域政策課	（２）地域自治制度の新制度移行について【情報提供】 ・「栃木市地域自治制度の新制度移行に係る見直しの概要」に基づき説明。
C委員	<質問等> ・８ページの想定事業の５番、ご存じのとおり東部地域の中には、県道３.３.３号線が３月９日に開通をして変わろうとしている。その中で、用途地域の変更をまちづくりとしては要望していきたい。用途地域を変更しないと事業ができないものについては、そういった要望も含めていいのか？実際にヨークベニマル周辺は用途地域を変更した経緯がある。都市計画課にもそのような要望が出ていることを伝えてほしい。
地域政策課 B委員	・都市計画課には伝えておく。 ・全体的にはいい提案だと思う。ただ気になるところがあって６ページの④地域会議付議案件の確保と自主的審議案件の拡充とあるが今までこのようなことがあった記憶がなく説明の意味がよくわからないので教えてもらいたい。
地域政策課	・地域会議の付議について、先ほどの文化課のものは情報提供という言い方だったのですが、東部地域に関わる何か計画を新たに作ったり、栃木市全体にかかわる例えば、都市計画マスタープラン、総合計画といったのものを地域会議の皆様からご意見を頂戴するというので、付議は今までもあったかと思う。
B委員	・意味が分かりました。それに関しては何回か提案を受けている。いろいろな地域の問題について、自分で考えてというのが地域会議であるが、そういった提案をもらって意見をすることがあった。そういったことを言っているなら問題ない。
地域政策課	・補足をする、地域会議というものは地域予算の検討以外にも、地域の課題を自主的に審議する自主的審議権というものもある。そちらを検討するにあたって、委員皆様は地域の実情についてはよくわかっていると思うが、市の施策やどんな事業をやっているかすべての情報が入ってくるわけではないと思うので、今市ではこんな施策や事業をしていると把握してほしいというものについて、市の庁議の中で審議し、これは地域会議に付議すべきだろうとなったものについて情報提供等を行っている。
まちづくり協議会役員	・私はまちづくり協議会のほうで活動しています。地域会議とまちづくり協議会の共同で事業提案ができるということで、今まで初めてのことだと思う。これはどういう風に組織と組織をつなげるのか、まちづくり協議会は実働組織がある、地域会議には無い。それを合体すると今度は組織が３つになってしまう。地域会議と、国府地区と大宮地区のまちづくり協議会の３つを合わせることになったら膨大な作業が必要になる。その辺は会長はどのようにお考えですか？地域会議の会長とまちづくり協議会の会長がうまくやっていけるか心配である。

会長	・東部地域会議の中には、まちづくり協議会に関係している委員もいることから、それぞれの組織が合体しても別の組織になったりはしない。地域予算を上手に使っていくには、やはり実働組織の方に予算を下せるようにしたい。市のほうからソフト面の事業をしてほしいと要望を受けている。そういった観点から、まちづくり実働組織に予算を使っていただければ、地域会議の中の提案もうまくいくのではないかと考えている。
地域政策課	・地域会議とまちづくり実働組織を一つにするというのは今回の新制度移行では見送ることになっている。なかなか唐突な話になってしまい、皆様に周知する機関が必要であるという理由からです。今回は東部地域で課題があつてこういう事業がやりたいといった場合に地域会議は事業をやる組織ではないので、イベント等をやるにあたってまちづくり実働組織の皆様の協力が必要というのであれば、地域予算をイベント行うまちづくり実働組織に委託料として、予算を実働組織につけることが可能になった。なので、まちづくり協議会だけの予算ではなかなかできなかったこと、例えば、予算が少なくても規模を縮小していた事業に関しては、地域予算を活用することでもう少し広く事業をできたらいいなということで今回見直しをした。
まちづくり協議会委員	・つまり地域会議とまちづくり協議会というのは主従の関係ということか？ 今後は地域会議の下に、まちづくり協議会があり、その中にまちづくり実働組織があるということか？
地域政策課	・あくまで地域会議とまちづくり協議会は車の両輪みたいなイメージを持ってもらえればと思う。どちらが上でどちらが下ということではない。
まちづくり協議会委員	・今までそうじゃなくて地域会議では新聞を出したりして広報活動をしていた。そしてまちづくり協議会はまた別の組織として大宮地区、国府地区それぞれの中で動いている。それが一つになると大変だと感じるがその辺はどのように考えていますか？
地域政策課	・今回は組織を一つにする予定はない。
まちづくり協議会委員	・それはわかりますが、イベントを地域予算で請求する場合には地域会議で請求するのか、まちづくり協議会で請求するのか？そしてそれを実働組織に配布するのか？
地域政策課	・請求というより、東部地域の地域予算として何か提案していただくことになる。その事業を提案するときにこういった事業に関しては、地域会議だけではなくて、まちづくり実働組織と一緒に提案をしたいということであれば共同で提案することが可能になります。なのでその予算に関しては、この事業をどの担当課で行うかによって異なってくる。例えばその事業を観光の部署と行いたいのであれば、観光の部署で予算化されてそのお金を実働組織に予算が行くという流れになる。
D委員	・7ページの「地域予算事業の提案について、他の地域会議や認定まちづくり実働組織との共同提案を認める。」とあるが、他の地域会議や認定まちづくり協議会はどんな提案をしているのか東部地域会議の委員は知ることできるのか？
地域政策課	・東部地域会議と他の地域会議が情報交換だったり意見交換できる場をこれか

	ら積極的に設けていく予定。委員全員というのは難しいので、例えば会長、副会長等の代表の方に集まっていただいて、市内には8つの地域会議があるので、都賀ではこういうことをやろうと思っているんだ。大平ではこういうことをやろうとしている。でも過去の地域予算で言いうと栃木中央地域では例幣使街道を活用した事業をやりたい。大平でも実はそういうことを思っていた。ということが、例えば二つの地域予算を一つにしたらもう少し大きな事業とか広域でできるということもあるかもしれないので、そういったことも含めて、なかなかほかの地域会議の意見を知らないと思い、早速来月地域自治交流会ということで全部の地域会議の代表の方とまちづくり協議会の代表の方に集まっていただき、どんな事業をしているか意見交換をする場を設けました。こういったことを来年度以降も積極的に行っていきたいと考えている。
議長 まちづくり協議会委員	・まちづくり協議会の委員さん先ほどの話は大丈夫でしょうか？ ・地域の話の中で、まとめていけば代表の方がいるので、今までの組織の考えだとまちづくり協議会は独自で予算化して実働組織にその予算を分配していたところに、また新たに何らかの補助金が出てくるということはわかりました。先ほど言われたとおり、例えば東部地域のお祭りを一つにまとめればもっと大きいものができるということだが、やっていくうえで難しい面は出てくると思う。東部地区で大きいイベントをやるとなると場所無い。学校の使用ができない。体育館が無い。こういうことを考えるとやっぱり東部地区では難しいところがあるので、実際によく話し合っていかなければいけないと感じた。おいおい慣れてくるとは思うのですが。
会長	・これから東部地域会議とまちづくり協議会関係が徐々に一緒になっていくと思います。
議長	・質問が無ければ以上を持ちまして議事を終了いたします。
事務局	(3) 地域予算提案事業について ・時間も経過しているので今日はここで終了したいと思います。次回3月に地区ごとに分かれてまたイベントの内容について話し合ってくださいのようしくをお願いします。 <u>4 その他</u> ・次回の開催予定 令和6年度第9回会議 令和7年3月27日（木）午後7時（大宮公民館） <u>5 閉会</u> ——閉会—— (会議終了時刻 午後8時00分)

別紙1 出席者及び事務局

＜出席者（委員）＞

会 長	出井 康夫	副会長	柏崎 桂二
委 員	大木 泰正	委 員	大武 真一
委 員	大和田真衣	委 員	篠原 幸江
委 員	島田 研	委 員	長 全高
委 員	名倉 万里	委 員	藤本 和夫
委 員	森 寛	委 員	梁島あけみ
委 員	和久井賢司		

＜欠席者（委員）＞

委 員	飯島 初枝	委 員	大橋 哲夫
-----	-------	-----	-------

＜事務局＞

牧野 知之	（栃木東部地域まちづくりセンター所長兼国府公民館長）
北平 雅章	（大宮公民館 館長）
大塚 将己	（国府公民館 主任）

＜その他出席者＞

小澤 美和子 （文化課 主査）

関根 光里 （地域政策課 主査）

大宮地区まちづくり協議会役員 9名

国府地区まちづくり協議会役員 5名

※各地区まちづくり協議会役位については、議事（2）「地域自治制度の新制度移行について」のみ出席

別紙２ 会議事項及び配付資料一覧

〈会議事項〉

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 議 事

（１）栃木市文化財保存活用地域計画について【情報提供】

（２）地域自治制度の新制度移行について【情報提供】

（３）地域予算提案事業

- ・地域活性化交流イベントの内容について協議

４ その他

- ・次回の開催予定について

５ 閉 会

〈配付資料一覧〉

- ・ 栃木市文化財保存活用地域計画について
- ・ 栃木市地域自治制度の新制度移行に係る見直しの概要
- ・ 栃木市地域自治制度の新制度移行に係る検討項目一覧
- ・ 栃木市地域自治制度見直しに関する意向調査報告書